

福岡広域都市計画地区計画の決定（糸島市決定）

都市計画野辺地区地区計画を次のように決定する。

名 称		野辺地区地区計画
位 置		糸島市志摩芥屋地内
面 積		約4.7ha
地区計画の目標		<p>本地区は、糸島市志摩地域の西部に位置し、玄海国定公園に指定された豊かな自然環境と共生する農山村集落である。</p> <p>市は、都市計画マスタープランにおいて、当該地区を「農林漁業地区」に位置付け、新規住民の定住促進を図るとともに、観光との連携を高め、農林水産業を生かした活力あるまちづくりを目指している。</p> <p>自然環境や集落環境と調和し、地域コミュニティの維持と地域活性化に資する計画的で良好な土地利用を図ることを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区は地域コミュニティの維持を目的とした住宅や生活利便施設と美しい自然景観を活かした観光レクリエーション施設の適正な立地誘導を図る。
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に基づき、玄海国定公園に指定されている豊かな自然環境の中で、ゆとりと潤いのある良好な景観を有する住環境と観光レクリエーション施設が調和した自然景観を活かしたまちづくりを進めるため、建築物等の用途の制限、形態又は意匠の制限等を定める。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)住宅（長屋を除く。）</p> <p>(2)学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(3)診療所</p> <p>(4)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(5)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの（次に掲げるものを除く。）</p> <p>ア 質屋、貸衣装屋又は貸本屋</p> <p>イ 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>(6)次に掲げる工場で床面積の合計が500㎡以内のもの（作業場の床面積の合計が50㎡以内のものに限る。）</p> <p>ア パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造に該当するものを除く。）</p> <p>イ 美術品及び工芸品を製作するもの</p> <p>(7)事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）で床面積の合計が150㎡以内のもの</p> <p>(8)ホテル又は旅館（糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例（平成30年糸島市条例第3号）に規定するラブホテル類似施設を除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以内のもの</p> <p>(9)市長が必要と認めて許可する倉庫</p> <p>(10)前各号の建築物に附属するもの</p> <p>※当該地区計画に係る都市計画決定がなされた際に現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物については、同規模、同一用途の範囲内において建築できるものとする。</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及び屋根の色は原色を使わず、周辺と調和したものとする。</li> <li>・看板、広告塔等を設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</li> </ul> <p>(1)道路交通標識等公益上必要なもの</p> <p>(2)自己の店名等を表示した屋外広告物。ただし、刺激的な色彩及び装飾を用いないものに限る。</p> <p>(3)市等が設置する観光案内板</p> <p>(4)地区の環境を害するおそれがなく、又は公益上やむを得ないもので、市長が必要と認めて許可するもの</p>

		垣又はさくの 構造の制限	道路境界に面して設ける部分の垣又はさくの構造は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 生垣、竹垣又は木柵 (2) 石垣、煉瓦塼、化粧を施したコンクリートブロック塼又は化粧ブロック塼（周囲の景観と調和したものに限る。） (3) 開放性のあるフェンス又はこれに類するもの
--	--	-----------------	--

地区整備計画で定める制限の取扱いは、上記のほか別に条例で定めるものとする。

区域は計画図表示のとおり

理由 別紙理由書のとおり